議案第１０号

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年那須烏山市条例第４０号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和６年１１月２９日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

１	取得財産	基幹系システム機器賃貸借
２	契約の方法	指名競争入札
３	賃貸借金額	４２，１０８，０００円（内消費税３，８２８，０００円）
	及び期間	６０箇月
４	相手方	東京都港区虎ノ門１丁目２番６号
		IBJL東芝リース株式会社
		代表取締役　　吉田　　亨
５	契約年月日	令和元年１１月１日

契約番号： L07753261-00-000

リース契約書

契約締結日：令和1年 9月 5日

借主（甲）

栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号

那須烏山市長 川 俣 純 子

貸主（乙）

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
ＩＢＪＬ東芝リース株式会社
代表取締役 吉 田 亨

借主（以下「甲」という。）と貸主（以下「乙」という。）は、下記のとおりリース契約を締結します。
この契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙が各１通を保有します。

（リース物件）
第１条　乙は、契約要領記載のリース物件（以下「物件」という。）を、甲にリースし、甲はこれを借受けます。
（リース期間）
第２条　リース期間は、契約要領記載のとおりとし、第４条によるリース物件引渡完了書（以下「引渡完了書」という。）に記載された物件の引渡完了日から起算するものとします。
（リース料等）
第３条　甲は、乙に対しリース料及び消費税等額（以下「リース料等」という。）を契約要領記載のとおり支払います。
２．　リース期間中甲は、物件の使用困難もしくは使用不能等を理由としてリース料等を支払わないことは、一切できないものとします。
３．　固定資産税は、乙が負担します。ただし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は乙の請求により、直ちにその増額分をリース料とは別に乙に支払うものとします。
４．　契約要領記載の消費税等額はこの契約の成立日の法令に基づく税率により、計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、甲は乙の請求により、直ちにその増額分を乙に支払います。
５．　固定資産税、消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課せられ、または課せられることのある公租公課、並びに法令等によってリース料以外に必要とされる費用は、名義人の如何にかかわらず甲が負担します。
６．　甲は、前項による諸税等を乙が納めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにこれをリース料とは別に乙に支払うものとします。
（物件の引渡）
第４条　契約要領記載の売主（以下「売主」という。）が物件を甲のもとに搬入したときは、甲は、物件を引渡完了時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管します。
２．　売主が甲に物件の搬入を完了したときは、甲は物件について直ちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認の上、引渡完了書を乙に交付します。この引渡完了書の交付により乙が甲に物件を引渡したものとみなします。
３．　物件の引渡しに要する運送、据付その他の費用は、甲の負担とし、甲が直接売主に支払うものとします。
（物件の瑕疵）
第５条　物件の規格、仕様、性能等に瑕疵があった場合、並びに物件の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、何らその責任を負いません。隠れた瑕疵及び売主の都合による引渡遅延についても同様とします。
２．　第１項及び売主の都合による物件の引渡遅延の場合において、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。
３．　前項において、甲が、乙に対して残存リース料総額相当の損害金、その他この契約に基づく一切の債務を履行した上で、乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙は、乙の売主に対する請求権、もしくは買主の地位を譲渡する手続をとるなどにより、甲の売主への直接請求に協力するものとします。ただし、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存否を担保しません。
４．　甲は、第２項の場合並びにその他売主に対して請求を行う場合においても、リース料等の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。
（物件の使用、保全）
第６条　乙は、物件に乙の所有権を明示する標示を行います。
２．　甲は、物件の使用、保管にあたり、善良な管理者の注意義務を払い、本来の用法及び諸法令に従います。
３．　物件自体及び物件の設置、保管、使用によって第三者に与えた損害は、甲が責任をもって自己の費用で解決し、甲はその明細を乙に通知します。
４．　甲は、物件が常に良好な状態を保つように甲の責任と負担で点検整備を行い、物件が損傷を受けたときは、その原因にかかわらず、甲の責任と負担で修繕、修復を行い、その明細を書面で乙に通知します。
（物件の原状変更）
第７条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、必ず事前に乙の書面による承諾を得ます。
①　物件を契約要領記載の設置場所から移動し、物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去し、または取替え、その他物件の模様替え、改造を行って物件引渡しのときの原状を変更しようとするとき。
②　この契約による権利を第三者に譲渡し、物件を第三者に使用させようとするとき。
③　物件の占有を移転するとき。
２．　甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
３．　物件に付着した他の物件は、特に乙が認めたものを除き、すべて乙の所有物になるものとします。
４．　第三者が物件につき権利を主張し、または仮処分、強制執行を行うなど、乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、物件が乙の所有であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事情を速やかに乙に通知します。
５．　前項の場合において乙が必要な措置をとったときは、甲はその一切の費用を負担します。
（物件の定着）
第８条　甲は、乙の書面による承諾を得なければ、物件を不動産に定着させないものとします。
２．　前項の承諾を求める際に、甲は不動産の所有者などから、物件がその不動産に付合しない旨の証明書を提出させます。
（物件の検査）
第９条　乙またはその代理人は、いつでも甲の事務所、工場、事業場等に立入って物件の現状、運転、保管状況を検査することができるものとします。
（物件の保険）
第10条　乙は、物件に対しリース期間中継続して、乙を被保険者とする動産総合保険を付保します。
２．　保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、かつ保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に交付します。
（物件の滅失等）
第11条　物件が滅失し、または盗難にあう等、甲が物件の占有を失い、乙の所有権を回復する見込みがないとき、もしくは物件が損傷して修理不能のときは、甲は、直ちにその旨を書面で乙に通知し、その原因の如何を問わず、乙に対し、リース期間満了に至るまでの残存期間のリース料総額を損害金として支払います。
２．　甲が前項の損害金を乙に支払ったときは、この契約は終了するものとします。
３．　第１項の場合、乙が物件について第10条の保険金を受領したときは、甲は、その限度において第１項の損害金の支払義務を免れることができます。ただし、免責その他により保険金の支給のない場合及び保険会社に対して権利を譲渡しなければならない場合は、この限りではありません。
（前払リース料等）
第12条　甲は、乙に対し、契約要領記載の前払リース料及びその前払リース料にかかる消費税等額（以下「前払リース料等」という。）を現金で支払います。
２．　前項の前払リース料等は無利息とし、契約要領記載の終期の各支払期日が到来したときに、当然にそのリース料及びそのリース料にかかる消費税等額として充当されるものとします。甲は、前払リース料等をもって、乙に対するその他の支払義務を免れることは、一切できません。
３．　甲が第14条第３項各号の一に該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要せず、前払リース料等をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
（期間満了、再リース）
第13条　甲及び乙は、リース期間満了にあたり、次の各号に基づいてこの契約を継続もしくは終了するものとします。
①　リース期間満了の２ヶ月前までに甲から乙へ終了の申し出なき場合、原則として満了後１年間再リースするものとみなします。この場合の再リースにかかる条件は乙から甲に対する通知により定めるものとします。
②　前号にかかわらず、乙から通知を受けた「リース満了のお知らせ」に基づいて、甲から乙へリース期間満了の３ヶ月前までに終了と再リースのどちらかを選択して通知した場合、この通知に従うものとします。
２．　甲は、この契約を継続しない場合、リース期間満了後直ちに、乙の指定する場所へ物件を返還します。返還に要する費用は、甲の負担とします。
３．　物件の返還のときは、物件の自然の損耗と第７条第１項により乙が承諾したものを除き、甲の負担で物件を原状に回復します。
４．　物件の返還が遅れた場合は、甲は、返還完了まで遅延日数に応じ、この契約に定めるリース料相当額を乙に支払い、この契約に定められたすべての義務を履行します。

（契約の解除）
第14条　物件の引渡完了前に、この契約が甲の都合により解除されるときは、甲は、これにより乙が蒙る一切の損害を賠償します。なお、乙は、甲に対する損害賠償請求権を売主に譲渡することができます。
2．　物件の引渡完了日以降リース期間満了日までの期間中は、甲の都合によりこの契約を解除することは一切できません。
3．　乙は、甲が次の各号の一にでも該当したときは、催告を要せず直ちにこの契約を解除することができます。
①　甲がリース料等の支払を一回でも怠ったとき。
②　甲がその財産について仮差押、仮処分、強制執行、競売、公租公課の滞納による差押等を受け、または破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算等の手続開始の申立があったとき。
③　甲が振出した小切手、手形を期日に決済せず、または金融機関から取引停止処分を受けたとき、もしくは支払を停止したとき。
④　甲が営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。甲が自然人の場合には、死亡、または家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始したとき、または任意後見監督人が選任されたとき。
⑤　甲の経営が相当悪化し、その継続が困難であると認められる相当の理由があるとき。
⑥　物件について必要な保存行為をしないとき。
⑦　この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一にでも違反したとき。
⑧　連帯保証人が前記各号の一にでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。
4．　第3項により契約が解除されたときは、甲は、物件を直ちに乙に返還し、同時にリース期間満了に至るまでの残存期間のリース料総額を損害金として乙に支払います。なお、ほかに損害のあるときはその金額を支払います。
5．　甲が物件の返還を遅滞した場合において、乙または乙の指定する者は通知、催告を要せず、物件を回収することができます。
（表明、確約事項）
第15条　甲及び連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む。）の締結日において、自ら及びそれぞれの役員、重要な使用人、または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
①　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
②　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③　自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
④　暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤　その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2．　甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員等もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
①　暴力的な要求行為。
②　法的な責任を超えた不当な要求行為。
③　乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、もしくは乙の業務を妨害する行為。
⑤　その他前各号に準ずる行為。
3．　甲、連帯保証人またはそれぞれの役員等が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとし、解除に伴う措置については第14条第4項乃至第5項、及び第17条乃至第19条が適用されるものとします。
4．　前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員等に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。
（通知、報告事項）
第16条　甲は、第5条第1項、第6条第3項及び第4項、第7条、第10条第2項、第11条第1項の場合の他、住所の移転、代表者の変更その他甲の事業内容に重要な変更があるときは、直ちに書面で乙に通知します。第14条第3項②号乃至③号の事実が発生し、またはそのおそれがあるときも同じとします。
2．　甲は、乙から要求があったときは、定期的にまたはその都度甲の事業内容を説明し、乙の指定する関係書類を提出します。
3．　前2項の規定は連帯保証人にも準用されます。
（遅延損害金）
第17条　甲がこの契約に基づく金銭債務の支払を怠ったとき、または乙が甲のために費用の立替払をしたときは、甲は、支払期日、または立替払日からその完済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
（相殺の禁止）
第18条　甲は、自己の都合により、この契約に基づく債務を乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。
（請求費用等）
第19条　乙は、甲によるリース料等の支払方法が口座振替の場合において、甲の都合により引落不能が発生した場合、引落不能に伴う催促手数の費用として600円（消費税別途）を甲に請求できるものとします。
甲及び連帯保証人は、前項の他乙によるリース料等の請求、督促、催告等にかかる費用を自ら負担するものとします。
（連帯保証人）
第20条　連帯保証人は、この契約による甲の一切の債務について保証人となり、甲及び他の保証人と連帯して、甲のこの契約の完全な履行を保証します。
2．　連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は乙の書面による事前の承諾を得たときに限り、代位できます。
3．　連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
（貸主の権利の処分）
第21条　乙は、甲の承諾を要しないで、この契約上の権利及び物件の全部または一部を第三者に譲渡、質入しまたは担保を設定することができます。
2．　甲が前項の譲渡、質入、または担保設定の通知を受けたときは、甲は、その通知以前に乙に対して有する事由をもって、譲受人、質権者または担保権者に対抗できないものとします。
3．　乙は、第1項の処分を行った後も、甲が、この契約の各条項に基づき引続き物件のリースが受けられるよう配慮します。
（機密の保持）
第22条　甲は、物件の内容、その他この契約に関連して知り得た機密事項を第三者に公表し、または漏らしてはならないものとします。
（通知の効力）
第23条　この契約に関し乙が、甲または連帯保証人に対して発した書面が、乙に対しあらかじめ甲または連帯保証人が届け出た住所に送付されたにもかかわらず、延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなされても、甲または連帯保証人は異議ありません。
（裁判管轄）
第24条　この契約についてのすべての紛争は、訴額の如何にかかわらず、甲もしくは連帯保証人、または、乙の本社・支社・支店・営業所の住所地を管轄する、地方裁判所あるいは簡易裁判所を管轄裁判所とすることに、甲、乙及び連帯保証人とともに合意します。
（公正証書の作成）
第25条　甲及び連帯保証人は、乙が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約上の債務について強制執行の認諾ある公正証書の作成手続をとるものとし、その費用は甲が負担します。
（特約）
第26条　契約要領記載の特約条項は、この契約の各条項に優先して適用されるものとします。この契約に定めのない事項は、別に書面による甲、乙の合意がなければ効力はないものとします。

以　上

（輸出の際の注意事項）
物件又はその一部（当該貨物・技術）を輸出する際には、『外国為替及び外国貿易法』および米国の輸出管理法規に則り、輸出管理手続を行ってください。また、物件（役務を含む）を大量破壊兵器等（開発、製造、使用もしくは貯蔵）に使用することはできません。

契 約 要 領

契約番号	L07753261-00-000		
借主	那須烏山市		
代表物件名	基幹系システム機器賃貸借		
リース期間	引渡完了日から 60 ヶ月		
	リース料	消費税等額	合計
総額	¥38,280,000	¥3,828,000	¥42,108,000
月額合計	¥638,000	¥63,800	¥701,800
前払リース料			

支払条件（含む消費税等）	支払日	支払方法
第１回リース料	引渡完了日の翌月の末日	振込
第２回以降リース料	引渡完了日の翌々月の末日 以降毎月末日	振込 振込

特約

甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸借料について減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

２．前項の規定により甲がこの契約を変更又は解除した場合において、乙に損害を与えたときは乙はその損害の賠償を甲に対して請求することができる。

３．乙は、賃貸借物件を賃貸借期間満了後、甲に無償譲渡するものとする。

物件明細	物件名／数量	引渡予定日
	型式　製造番号	リース料月額
	売主	保守料
	設置場所	
0001-000	ＰＲＩＭＥＲＧＹ　ＲＸ２５４０他関連機器　１台 株式会社ＴＫＣ 栃木県那須烏山市 中央１―１―１	2019年11月 1日 218,500
0002-000	ＥＳＰＲＩＭＯ　Ｋ５５８／Ｂ　５２台 株式会社ＴＫＣ 栃木県那須烏山市 中央１―１―１	2019年11月 1日 242,320
0003-000	ＬＩＦＥＢＯＯＫ　Ａ５７９／Ａ　８台 株式会社ＴＫＣ 栃木県那須烏山市 中央１―１―１	2019年11月 1日 27,480
0004-000	ソフトウェア関連　１式 株式会社ＴＫＣ 栃木県那須烏山市 中央１―１―１	2019年11月 1日 149,700
	―以下余白―	

貸主担当部署	第１営業部官公ソリューション		
東芝事業部		東芝事業場	
使用部署名		リース管理番号	

710-00